

第30回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年12月5日(金) 午後1時23分から午後3時10分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 172会議室

3 出席委員(24人)

1番	清水 静枝	2番	中村 滋
4番	浦恩城 由子	5番	佐藤 勲
6番	寺崎 正親	7番	今井 隆
8番	須田 直子	9番	大野 俊彦
10番	信澤 健治	11番	中沢 幸子
12番	山田 孝夫	13番	天田 晃
14番	戸塚 英子	15番	塚越 勤
16番	永井 保伸	17番	石川 大輔
18番	川野 健一	19番	福田 敬一
20番	西山 康雄	21番	反保 勉
22番	飯野 利貞	23番	新井 元
24番	設楽 明志	25番	金井 政明

4 欠席委員(1人) 3番 箱田 裕史

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
係長	渡邊 喬丈
係長	矢端 ひろみ
係長	矢島 賢一
主査	清水 賢太郎
主査	岩井 道裕
主任主事	引田 めぐみ

6 職務のため出席した農林課職員

主事	岩井 啓太
----	-------

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 農地法関係非農地証明願について
- 日程第8 議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請について
- 日程第9 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第11 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第12 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時23分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、皆様、おそろいですので、第30回農業委員会総会を始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお願いしたいと思います。

○会長 はい。

○事務局長 お願いします。

○会長 それでは、ただいまから第30回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。3番、箱田裕史委員からの欠席との連絡がございました。1名の欠席ということで、全員25名のところ24名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして、議事録署名委員の指名並びに書記の任命に入りますけれども、私のほうから指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議事録署名委員を指名させていただきます。議席番号5番、佐藤勲委員並びに19番、福田敬一委員の両名を指名いたします。なお、書記は、事務局の矢端係長を任命いたします。よろしくいたします。

それでは、これより議事進行に入りますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○会長 それで、また毎回申し上げるのですがけれども、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをお願いいたします。

それでは、早速、議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は賃貸借、転用の目的は仮設事務所及び露天駐車場でございまして、令和7年10月22日許可、高農委指令第1276号でござい

ました。取消しを願い出る理由につきましては、隣接工場の改修工事中止のためとのことでございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は使用貸借でございまして、平成15年6月16日許可、群馬県指令西農第669—156号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、農地として使用しているためとのことでございます。なお、関連案件といたしまして、許可取消し後の3条許可申請、議案書14ページ、議案第3号ナンバー10が提出されております。

以上、農地法の規定による許可取消願は2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま2件の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。何か質問等ございましたらよろしく申し上げます。

なければ、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー9については、事前調査案件となっております。

また、ナンバー1からナンバー9については、関連する案件となっておりますので、一括して審議をいたします。

それでは、事務局、説明、お願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番から9番につきましては、今月の審議は保留でお願いいたします。保留になりました理由につきましては、譲受法人より申請に係る添付書類が整わないため保留でお願いしたいと申出がございましたので、今月の審議は保留とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

事務局の今説明あったとおり、保留の案件ですが、聞き取り調査までは実施し、報告書は完成しておりますので、調査班長の清水静枝委員から報告をお願いいたします。

○1番清水委員 それでは、ちょっと風邪ぎみなものでして、マスク着用のまま失礼いたさせていただきます。

事前調査報告第1班班長、清水静枝。農地法の規定による許可後の計画変更申請、審議ナンバー

1 からナンバー 9 について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者 4 名の出席でした。

質問 1 計画変更申請をせずに既に作物を変更しているところがあると確認しています。許可申請時の内容、許可要件に沿って営農の事業を行うべきです。認識を改めてください。また、平均単収 8 割以上の収量を確保できていない等の事象が発生した場合、まず行政に対してしっかりと報告、相談を行うべきです。

回答 こちらの認識不足から需要の変化や現場の判断等、そのときの状況に応じて試行錯誤しながら栽培作物を変えてしまっておりました。今後、このようなことがないようにいたします。

質問 2 今回の計画変更の申請書を確認するとハウス栽培を実施しているところが多く見受けられますが、ハウスと太陽光パネルの構造はどのようになっていますか。

回答 支柱を立てて設置している太陽光パネルの周りにビニールを巻き付けて造ったハウスと鉄骨のハウスの屋根部分に太陽光パネルを設置したものがあります。

質問 3 ハウス内の栽培で気象等の影響は緩和されますか。

回答 ハウス内の栽培は通年で収穫が可能なことや、適度な遮光による葉焼け防止などメリットが多くあります。実際にハウス栽培を行っている圃場では比較的安定した収量を確保できています。

質問 4 ハウス栽培の営農計画の中でブロッコリーを夏に定植する計画がありますが、高温障害などは起きませんか。また、変更後の作物の中にイチゴ苗がありますが、これはどのように栽培しているのですか。

回答 ブロッコリーはハウス内でヤシバッグ栽培をしましたが、問題なく栽培ができます。今回の申請地のハウス内では、主に子株のイチゴ苗を増やし栽培を行っています。

質問 5 異常気象や鳥獣害等、様々な課題や苦労があるとは思いますが、法令遵守を前提とし、今後も試行錯誤しながら努力を続けてください。

回答 はい、分かりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 今、調査班長の報告が終わりました。これに関して皆さんから何かご意見ありましたらお受けいたしますけれども、簡単なあれだね、ビニールハウスを巻き付けたハウスなんて、そういうのがあったのですよね。

これから、先ほど事務局から、まだ書類が不備ということで、また次回になるのですよね。

○事務局 はい。

○会長 最終的に。その前に皆さんから何か意見ございましたら、よろしく願いいたします。

なければ、終了してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、続きまして、一括審議に移りたいと思います。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

10番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は製品管理所でございまして、昭和45年9月17日許可、群馬県指令西農第6198号でございました。変更の理由につきましては、当初許可の目的に利用する計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場でございます。なお、関連案件といたしまして、議案書10ページ、議案第2号ナンバー11、計画変更後の5条許可申請、議案書20ページ、議案第5号ナンバー3が提出されております。

11番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は作業所でございまして、昭和45年10月17日許可、群馬県指令西農第7217号でございました。変更の理由につきましては、当初許可の目的に利用する計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場でございます。なお、関連案件といたしまして、議案書9ページ、議案第2号ナンバー10、計画変更後の5条許可申請、議案書20ページ、議案第5号ナンバー3が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいま事務局から10番、11番の説明、いろいろ説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。何か皆さんから質問等ございましたらお願いたします。

はい、中村委員。

○2番中村委員 2番の中村です。この件については、昭和45年というと、もう55年も60年もたっているわけですね。それが今こうやって変更って、それぞれ作業所なり、あるいは製品管理所、こういうのをするとということだったら、どうして今までずっとしなかったのですかね、これ。この理由は。

○会長 理由ね。理由は、いい、事務局。

○事務局 理由は、許可を受けた方が使わない理由になるので、こちらはその理由までは把握はしていません。

○2番中村委員 何か無責任ではないのかな。時間が、時がたって、今さら、こうしたのが。全然そのまんま。では、許可したからいいですよって県のほうにも上げたわけですね。それで今さら。しなくて、では、今度露天駐車場とか資材置場とかって、こういったことは何か時間が。今この中の委員の人が当時いたかどうか分からないですか。

○1番清水委員 55年前。

○2番中村委員 そんな五十五、六年前だから。

- 1 番清水委員 ねえ。
- 2 番中村委員 何かなめられているのではないですか、こんな許可いただければいいのだという。
農業委員そのものが。その後、せめて10年ぐらいはいろいろあるかもしれない。しかし、50年、55年
もたってから今さらというのは幾ら……
- 会長 その当時、事務局、今の職員ではないからね。
- 2 番中村委員 そうそう、そう。
- 会長 その当時の職員に相談でもあれば。
はい。これ、したのだからうけれども。
- 20番西山委員 昔のだから手がつけられない。
- 15番塚越委員 許可が出てから7年以内とかって。
- 事務局 特に、許可が出てから7年以内に施工しなければいけないというような明確な期限は、特
にはない。
- 会長 そうなのだよ。だから、駄目。
- 2 番中村委員 ないのですか。
- 事務局 農地法上はないです。
- 1 番清水委員 税金。
- 20番西山委員 最近は、でも、法律が変わって3年だけ、許可取ってしないともう一回し直しに
なるのだよな。
- 15番塚越委員 あったよね。
- 2 番中村委員 そうですよ。
- 20番西山委員 手つけないとね。
- 事務局 最近、今年の春過ぎぐらいに変わって、資材置場ですとか、駐車場といった露天も
の、特に手を土地に入れない案件については造成、造成というか、使用開始から半年ごとに3年
間利用状況の報告をさせることというので変わりました。
- 20番西山委員 ちょっと変わったからな。
- 事務局 はい。1年半ほど前に、以降、許可になったものについては、そういった報告義務があり
ます。
- 20番西山委員 だから、これは古過ぎたから手が出せなかったということだね。
- 事務局 そうですね。
- 15番塚越委員 3年ということだね。
- 2 番中村委員 分かりましたということで。
- 会長 ほかに質問。
なければ、いろいろあるでしょうけれども、承認ということですかね。いいのですか。

○全員 異議なし。

○会長 では、承認することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は贈与、以前より耕作している申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は遺贈、亡き所有者の遺言に従い申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は贈与、以前より耕作している申請地を姉より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は贈与、共有地の持分を譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました許可取消し申請、議案書3ページ、議案第1号ナンバー2が提出されております。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、所有農地が群馬県施工の烏川整備工事の事業用地として収容されるため代替地として申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

14番 議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を「令和17年12月22日」から「令和8年12月22日」に訂正をお願いいたします。こちらは、先日の北部事前協議にて収量が8割に満たず、圃場の営農状況も良好とは言えない状況のため、今回につきましては10年の更新ではなく1年更新とし、今後の管理、営農の改善状況を見て今後の方針の判断をしたらどうかというご意見をいただきました。それを受けまして、申請代理人にその旨をお伝えしましたところ、期間を1年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになっております。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は令和7年12月23日から令和8年12月22日までの1年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書20ページ、議案第5号ナンバー1が提出されております。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらでご説明させていただきます。

15番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は15件でございます。なお、この15件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー1から15までですか、事務局の説明がございました。また、この中でナンバー14が5条のほうで、また皆さんと質疑応答したいと思います。

そういう中ですけれども、このナンバー8については、山田孝夫委員また新井元委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条において、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとあります。したがって、ナンバー8を最終の審議とし、その際は山田孝夫委員並びに新井元委員に一時ご退室をお願いしたいと思います。

それでは、ナンバー8以外について質疑をお受けしたいと思います。

○25番金井委員 よろしいでしょうか。

○会長 はい。

○25番金井委員 25番の金井ですけれども、5番と、それから、その6番についてなのですが……

○会長 5番と6番。

- 25番金井委員 ええ。5番は何か遺言のということで、遺言の何か相続と今回あれなのですからけれども、その次は何か亡くなった人の今度は相続人が出てきて、それで、今度は贈与とかになっていますけれども、この場合、権利の設定だとか、移転になるので、ちゃんとした相手がしっかりしているということが前提だと思うのですけれども、遺言ぐらいは大丈夫なのですか。
- 事務局 民法上の規定でございまして、遺言書の有効性というところで、公証役場等で作られた遺言書を基に権利の設定、移転をすることであれば認められているものになりますので、こちらについては有効なものになります。遺言書の記載の内容によって許可不要の場合と、今回のように許可が必要なものとありまして、遺言書の中で本格的に例えば全ての遺産を、全ての財産は誰々にというような包括的なものにつきましては3条の許可は不要になります。今回の遺言書の内容としては、この筆を取って特定の財産を誰かに譲り渡しますという内容なので、今回こういった3条の許可を取って所有権の移転をするという内容になります。
- 25番金井委員 この所有権の移転は、だから、まだしていないということだよ。これね。
- 事務局 はい、こちらは、もちろんこの今日の総会の審議結果で許可になれば所有権移転ができるということになります。
- 25番金井委員 そうすると、最終的に、その決定する場合には所有権が、だから、相手が誰だか、申す相手が今度は亡くなっているわけですから、こう流れが、相手というのが定めなくてはできないということですよ。
- 事務局 5番につきましては、亡くなられた方の意思を尊重したものになるので、所有者さん、所有者というのは既にもう亡くなられている方になりますけれども、遺言書を基にした許可ということであれば、こちら今回許可になれば、この譲受人のほうに所有権の移転というのが確実にできるものになります。
- 25番金井委員 所有権を今度あれですか、譲り受けした人に今度は変わるということですか。
- 事務局 はい。5番につきましては、この譲渡人の（亡）と書いてある方が亡くなられておりますが、その方が存命のうちに、この譲受人に今回のこの対象の農地につきましては、自分が亡くなった後に名義を移す、土地の権利は上げますよという遺言を残していますので、その遺言書自体が有効なものになりますので、それに基づいた許可の申請が出たということになります。なので、今回のこちらの議案が許可になれば、この亡くなられた方の登記名義の土地を譲受人の名義に所有権移転というのは可能です。
- 25番金井委員 その下に遺言執行者というのがいるではないですか。記載の人、この人はどういう扱いになるのですか。
- 事務局 この遺言書執行者というのは、その遺言書を作成したときに、その遺言書が亡くなられた際に、この遺言書のとおり財産の移転を、こう手続を行う方というのも同時に定めますので、その方のことです。

- 25番金井委員 これ見たらあれですよ、やっぱりちゃんとこの死亡の、相続人を決めている前でもできるということですね、これね。
- 事務局 はい。遺言の場合には法律上の相続人以外の方にも所有権を移すことというのは可能になりますので、もちろん相続人のその法定相続分というのの主張はできるのですけれども、それ以外の方に名義を移すことも可能となります。もちろん内容につきましては、相続人の方も、もちろん承知はしているものになって、最終的にはこの権利の移転に進んでいくものになります。
- 会長 いいですか。
- 25番金井委員 はい。
- 会長 ほかにございますでしょうか。
- 20番西山委員 では、いいですか。
- 会長 はい、西山委員。
- 20番西山委員 20番の西山です。1番の人のちょっとお聞きしたいのだけれども、耕作というのは、これは闇耕作か何かで作っていたのか。
- 事務局 もう既にそこで口約束というところで耕作をしている状況だということでお伺いしています。
- 20番西山委員 土地は持っていなかったのだろう、一個も。
- 事務局 そうです。
- 20番西山委員 耕作。
- 事務局 はい。
- 20番西山委員 この贈与の場合は、もう、もらっても、ここで農地をもらうとなると新規就農には当たらないのか。
- 事務局 この方が農業法人を立ち上げている方でして、その農業法人の代表者なのです。それなので新規の就農には当たらず、もう就農されている方ということで今回新規就農の扱いではないということで申請を上げております。
- 20番西山委員 それでは、分かった。
- 事務局 法人で営農をされていた方で、今回は個人で農地を取得する形です。
- 20番西山委員 伊勢崎からでも通える範囲ということか。波志江からなら。
- 事務局 もう何年も高崎の農地を法人で借りて営農してしまして、従業員さんも高崎にいるのです。
- 20番西山委員 では、問題はないということか。
- 事務局 そうです。
- 20番西山委員 はい。
- 会長 ほかにナンバー8以外ので質問等ございましたらお願いします。いいですか。
- 全員 なし。

○会長 それでは、ナンバー 8 に入りますので、山田委員と新井委員、退室をお願いします。

(12番山田委員、23番新井委員 退席)

○会長 それでは、ナンバー 8 について、皆さんから何かご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。農業経営拡大、申請地を買い受けてって。規模拡大するのはいいことで、別にこれって問題はないと思うのですけれども。

出て行ったら、すぐ入ってね。ちょっと何か意見が出たというぐらいの。

ない。

○全員 異議なし。

○会長 ないそうです。

では、入室してください。

(12番山田委員、23番新井委員 着席)

○会長 皆さんから何の異議がないので許可といたします。

それでは、続きまして、議案第 4 号に移ります。

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について。

1 番 住宅敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したためは正したいという一般住宅の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございまして。

2 番 住宅敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したためは正したいという一般住宅の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございまして。

3 番 住宅敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したためは正したいという一般住宅の申請でございまして。

4 番 隣地の住宅の敷地として申請地を使用したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地、転用済みの畑と一体利用の計画でございまして。

以上、農地法第 4 条の規定による許可申請は 4 件でございまして。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 4 件の今 4 条の説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑等お受けいたします。

これは、あんまり質問ないかな。

では、異議がなければ許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることといたします。

それでは、これより議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1については事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 こちらにつきましても、先ほど3条のところでご説明させていただいたとおり、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の転用期間の満了日を「令和17年12月22日」から「令和8年12月22日」に訂正をお願いいたします。

契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。令和7年12月23日から令和8年12月22日までの1年間の申請でございます。

こちらの圃場は、令和4年にパネルの下でカボチャを栽培する計画で、最初に許可を受けまして、今回は3年間の一時転用期間が満了するため更新の申請となりました。

それでは、別添の農地法第5条許可申請、ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目、こちら表紙が位置図でございます。図面中央下部の赤い丸で囲われている箇所が申請地でございます、近隣小学校から南に約3.2キロの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。航空写真上の黄色で囲われている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況は、農振農用地が広がる地域でございます、申請地も農振農用地の青地の農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。申請地に隣接する土地につきましては、山林、畑、公衆用道路でございます。

1枚おめくりいただきまして、次の4枚目と5枚目が土地利用計画図と求積図でございます。こちら見開いてください。今回は更新の申請でございますので、現地には本図面のとおり、太陽光パネルが設置されております。架台の支柱210本、パネルの枚数534本、その支柱の面積8.40平米の一時転用の許可申請でございます。

4枚目と5枚目の図面をおめくりください。その次の6枚目が太陽光パネルの立面図となっております。

ります。営農型発電用の支柱ですので、最低地上高は2.1メートル、最高地上高2.8メートルで3メートルの間隔で設置されております。

1枚おめくりください。こちら7枚目からが営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地面積3,835平米でカボチャを栽培する計画でございます。

営農者の属性は、ア及びイの認定農業者となります。属性がイの認定農業者でございますので、許可期間は最大10年間でございます。

営農者の農作業経験ですが、農作業歴は14年になりまして、作付作物に関しても14年間の経験があるとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、その裏面が栽培計画になります。カボチャを下部の農地全面積3,835平米で作付する計画となっております。

次のページを御覧ください。営農に必要な農作業の期間でございますが、4年目以降を御覧いただきまして、カボチャを4月に定植し、8月から9月にかけて収穫をするとのことでございます。

1枚おめくりください。利用する農業機械ですが、トラクター2台と管理機を使用しているとのことでございます。

農作業に従事する者ですが、常時6人体制であると伺っております。

続きまして、下部の農地における単収見込みですが、地域の平均的な単収は、カボチャは10アール当たり1,160キロとなっております。本申請地における単収見込みは10アール当たり、928キロとなっており、80%の収量を見込んでいるとのことでございます。

なお、今年は10アール当たり、270キロの収穫があったとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらが下部の農地の収支の見込みとなっております。こちらは、参考までに御覧ください。

1枚おめくりください。営農への影響の見込みとしまして、生産に適した日照量の確保でございますが、カボチャはつるが広がり生育するため、営農型のパネル下部でも十分な日照量が確保できるとのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高2.1メートル、最高地上高2.8メートル、間隔も3メートルとなっております。作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保につきましても、十分確保しているとのことでございます。

1枚おめくりください。必要な知見を有する者の意見書でございますが、2の所見を御覧ください。カボチャはつる性の植物であり、圃場全体を覆うように生育するためパネル下での栽培でも生育に支障はないとのことでございます。

1枚おめくりください。こちらは、現地の写真でございます。参考までに御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいまナンバー1の説明がございました。

なお、今回第1班、調査班が第1班となっております。ということで、調査班長の清水静枝委員からの先に報告をお願いいたします。

○1番清水委員 事前調査報告、第1班班長、清水静枝。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者4名の出席でした。

質問1 現地を確認すると傾斜もあり、トラクターなどの作業は大変に思えるのですが、いかがですか。

回答 作付の段階で傾斜地での作業性もある程度考慮しています。また、先日も熊の出没情報が出るなど獣害も多いので苦労しています。

質問2 傾斜があると水がたまりやすい箇所ができてしまうので、水を切ったり対策はしていますか。

回答 次の作付の際は、そういった対策をしたいと思っています。

質問3 昨年度まで収量はどのくらいでしたか。

回答 1年目は土作りのため緑肥を栽培したためカボチャの収穫はありませんでした。昨年度は10アール当たり270キロの収量がありました。

質問4 パネル下以外にも作付しましたか。

回答 パネル下に加え、パネルの間にもマルチを敷いて作付しました。

質問5 カボチャを栽培する際に、実の下に敷物等をしましたか。

回答 カボチャを保護するための敷物は実施しましたが、全てはできませんでした。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ただいま清水班長さんからの報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けしたいと思います。

先ほど事務局のほうで、事務局から申請人に1年ということという話を伝えてあるのですが、この間、事前調査のときに、そのぐらいでもいいかなんて、そんな意見も出て。おおむね、このぐらいがいいのではないかなんて、皆さんから意見が出ました。そういうことも加味しながら、いろいろ考えながら期間を考えてもらいたいというふうには思います。

申請人には1年ということではあるのですが、2か月とか3か月は駄目です。そういうことで、よろしく願います。

また、この場所は反保さんが近くなので、いつも四六時中監視して。梅林があるからね。

この写真見ると、まだ、苗が大分よく育っているふうに見えたのだけれども、この後が悪かったの、反保さん。

○21番反保委員 いや、この状態であれだよ、葉っぱが出ているだけで大したことはなかった。肥や

しが足りないのだよ。

○会長 肥やしがかい。

○21番反保委員 手入れが悪いということだよ。

○会長 そんなにまめに来て管理していなかったのだろう。

○21番反保委員 そうだよ、もう。

○会長 ねえ。

○21番反保委員 会社は、だって100町歩あるところ170人でやっていれば、そんな間に合いっこないよ。

○会長 そうだよ。この営農、パネル以外のところが12ヘクタールぐらいあるって言ったかな。この間、聞き取りに。まだ、それだけあるのだから。よほどこぞって手入れしないと管理し切れないという感じですけども。

もう、1年ということを出ているのだけれども。年数、どうします。

○17番石川委員 すみません。

○会長 はい。

○17番石川委員 17番、石川です。今回、収量が通常の8割に満たないから1年という。通常の8割の収量を満たないから1年にしようかという話なのか、それとも、特に営農が芳しくないから1年にしようかという、その辺の意識というか。今後、会社については、また収量を8割に満たないやつがどんどん更新される予定だと思われるのですが……

○会長 そうすると全部1年になるのか。

○17番石川委員 そうそう、そうそう。全部1年にしてしまうのか、圃場ごとに、ここはこここ収量8割、通常の収量8割にっていないけれども、そこそこやっているから3年にしようかと。その辺の線引きを決めないと、その都度その都度判断基準が曖昧になってしまうのではないかなと思いました。

○会長 今回は、これカボチャなのだけれども、圃場によって作物も、作る作物も違うので、その状況は全部同じとは言えないのだけれども。今回収量も少なかったし、管理不足ということで皆さんから1年ということで意見が多かったのも、そういうわけなのだけれども。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。

○22番飯野委員 はい。

○会長 はい。

○22番飯野委員 22番、飯野ですけども、今の話からして、その基準をとということでやっぱりある程度は決めていかなければならないような気もしまして、その収量が本来は8割という話。それで、今回は1割、2割という話だったりすると、あと、せめて5割とかの判断がその極端に違う場合、8割以下の中でも、そこら辺の線引きというのが考えられるのではないかと思うのですけれども、

皆さんと相談できればと思いますけれども。

○会長 それを、そのようなことを基準にして決めるという。

○22番飯野委員 その報告されるわけですね。

○会長 はい。

○22番飯野委員 それについては、次に更新するときに申請するわけだから、その時点で基の数値というのを把握しておくというようなことが。基づいて、会長さんの考え方も含めて、そのような方向性も。今回はどうかということは分からないのだけれども、近い将来的に考えていくことも。また、この間も聞き取り調査の中で、県の方も見えていろいろ細かく、いつも知らないところまで説明してもらったりするので、そういう段階で、これだけではなくて、県の指導仰ぎながらということも含めて検討したほうがいいのではないかと思っているのですけれども。

○会長 どうだろう、今の意見に対して。

○25番金井委員 いいですか。

○会長 はい。

○25番金井委員 基準を決めるということは大事なことだと思うのですけれども。ただ、いろんな場合が今後出てくるのではないかと。そうすると、この基準だけでうまくいかない場合が出てくるのが多いと思うのです。だから、いきなりぱっと基準決めて面接するのもいいのですけれども、それだけでなく、ほかの理由でいろいろなやつがあった場合に、それを、そっちのほうがでかい理由になる場合もあると思うのです。だから、ちょっと基準を決めるというのは、ちょっとどうかなという気もするのです。だから、その都度その都度、皆さんに判断してもらってという、話し合ってもいいのかなと思うのです。その時点で、またいろいろな時点も変わったりもするので。

○会長 そうさ。

○25番金井委員 ええ。もし、では、決めるとなると、ここで、何かあれ、農業委員会の内規みたいな決めわけですね。そういうのが必要なかどうかというのも1つあるのですけれども。

○会長 収量が取れなかったというのは、その条件というのもいろいろあるから。そういうことも加味しながら、そのときそのときには、では、判断すればいいという、そういう話なのですけれども。どうでしょう、ほかの人。委員さんは。いろんな意見、出してください。これから異常気象で、夏暑かったりすれば、これから収量も落ちる。そういうことも考えられますし。また、体調崩して、この年はできなかったなんていうのもあると思うけれども。

そうすれば、もう出ないかな。そうすれば1年ということで、先に事務局のほうで申請人にそういうふうに話したということなので、申請人も、そのつもりでいるのでしょうか。そういうことで、これに懲りて、次回からはきちんとやってもらえればいいのですけれども。いい結果を望んでいるわけです。

では、いいですか、1年ということで。

○全員 異議なし。

○会長 また、これ面積が……これ許可相当として農業委員会ネットワーク機構、常設審議委員会、これ意見聴取するのですけれども、許可相当、許可相当と、1年ということで、これ農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

では、それ以外の5条の、では、南部だけやりましょう。

では、2から20まで。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、住宅敷地が狭く不便なため申請地を買い受けて庭用地及び駐車場として使用したいという庭用地及び露天駐車場の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございませぬ。

3番 契約内容は売買、解体工事業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございませぬ。なお、議案書9ページ、議案第2号ナンバー10、議案書10ページ、議案第2号ナンバー11が同一事業の関連案件でございませぬ。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございませぬ。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございませぬ。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございませぬ。

7番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございませぬ。

8番 契約内容は売買、駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございませぬ。

9番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場及び駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございませぬ。

10番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございませぬ。

11番 契約内容は売買、土木業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて

使用したいという露天資材置場の申請でございます。

12番 契約内容は売買、介護業・障害児支援事業を営んでいるが駐車場及び運動場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び運動場の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は賃貸借、自動車販売修理業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

16番 契約内容は売買、既存の駐車場が狭く不便なため申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

17番 契約内容は売買、美容業を営んでいるが申請地を買い受けて店舗併用住宅を建築したいという店舗併用住宅の申請でございます。

18番 契約内容は贈与、自動車整備業を営んでいるが資材置場及び駐車場が不足しているため申請地を叔母より譲り受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

19番 契約内容は賃貸借、診療所を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

20番 契約内容は売買、自動車整備業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

以上、農地法の第5条の規定による許可申請、南部地区の一括案件は19件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま南部地区のナンバー2から20までの一括説明をしていただきました。

それでは、これより一括審議に入ります。

皆さんから何か質問等ございましたら、よろしくようお願いいたします。

これとって質問するようなあれはないかな。

そうすれば、質問等なければ、いいですか、南部地区のは許可相当としても。していいですね。

○全員 異議なし。

それでは、分かりました。

では、これでちょっと一時休憩を入れます。そしたら、また北部のほうへ入りたいと思います。お願いします。

では、ちょっと休憩。

休 憩

再 開

○会長 それでは、皆さんそろいましたか。

そろったら、では、また、再開します。

先ほど南部のほうのをしましたので、今度は北部のほうの審議をいたします。

それでは、北部のほうの一括説明をお願いします。

○事務局

21番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和7年12月23日から令和10年12月22日までの3年間の申請でございます。

22番 議案書に追記をお願いいたします。申請の理由欄に「始末書添付」と追記をお願いいたします。事務局が現地を確認したところ、申請地に物置が設置されていたためでございます。

契約内容は使用貸借、自動車整備業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

23番 契約内容は売買、清掃業を営んでいるが事業拡大に伴い申請地を買い受けて事務所兼倉庫を建築したいという事務所兼倉庫及び露天駐車場の申請でございます。

24番 契約内容は賃貸借、隣接する宅地の擁壁修繕工事に伴い申請地を借り受けて資材置場、工事作業場及び工事車両通路を設置し使用したいという露天資材置場及び工事作業場及び工事車両通路の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和7年12月23日から令和8年4月10日までの約4か月間の申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は贈与、庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

28番 契約内容は賃貸借、イチゴの収穫時期の従業員用駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和7年12月22日から令和8年5月31日までの約5か月間の申請でございます。

29番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

30番 契約内容は売買、畜産業を営んでいるが農場への進入路が狭く不便なため申請地を買い受

けて道路を拡幅したいという道路用地の申請でございます。

31番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和7年12月23日から令和10年12月22日までの3年間の申請でございます。

32番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、北部地区の一括案件は12件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ご苦労さま。今、北部地区のナンバー21から32ですか、説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等お受けしたいと思えます。

黒土の採取も、そのときの注文があったときに持って行くのだそうで、期間も随分長いですね。3年間。

どうでしょう。皆さんから何か質問等ございましたら、お願いたします。

○25番金井委員 いいですか。

○会長 はい、金井委員。

○25番金井委員 22番ですけれども、一応概要を見ると、何か露天駐車場なのですけれども、宅地と一体利用という話なのですけれども、何の宅地なのかよく分からないということ。こんなに、ほかのやつが三百何平米って今回でつかいの、こんなちっちゃい宅地に何かつけるというのがよく分からないのですけれども。

○会長 事務局が見ているから。

○事務局 もともとの自宅の敷地の一部分を今回分筆をして、そこを事業用地として使うという計画になっていますので、その事業用地として使う部分というのを分筆いたしまして、今回一体利用地ということで申請が上がっている内容になります。

○25番金井委員 逆に言うじゃないですか、そうすると、前の家の、そのでかい宅地があるわけですよ。

○事務局 はい。

○25番金井委員 それと足したやつの宅地と一緒に利用するという話になるのですよね、きっと。

○事務局 いえ、いえ。宅地の部分は、住宅をそのまま継続で宅地として使用はするのですけれども、もともと宅地として使っていた部分の一部を事業用の車両を置いたりですとか、そういう部分として使うという計画になっています。なので、もともとの宅地との一体利用というよりは、その宅地の一部分と一体利用をしますよという。

○25番金井委員 そうすると、その辺というのは何に使っていたのですか。施設は、何に使っていた、利用していた。

- 事務局 もともと庭、庭というのでしょうか。
- 25番金井委員 だから、最終的に、基本的には、だから、この前にあるでかい宅地と、そのやつ、つながったわけだから、そのやつで一体に利用という話なのでしょう。目的は。ちっちゃい土地と一緒にという話ではなくて。
- 事務局 いや、要はもともとのその宅地というのは住宅の敷地、庭としての使い方というのは、そのまま変えずに、今回は分筆をして、そっちは事業用地として使うという形です。なので、別です。
- 25番金井委員 そうすると、それ、今度は露天駐車場になるわけですか。
- 事務局 そうです。駐車場とか、車庫や駐車場、資材置場として、この譲受人が事業で使う土地になるということです。
- 25番金井委員 今は宅地だけれども、将来的には露天駐車場みたいな、そういう土地になると。
- 事務局 使い道としては、そういう形になります。
- 25番金井委員 なるほど。
- 会長 ほかにございますでしょうか。
- 20番西山委員 何もないから1つ。
- 会長 はい、西山委員。
- 20番西山委員 20番の西山ですけれども、この21番についてちょっとお聞きしたいのですけれども、ほかにも黒土等が出ているのですけれども、ここもやっぱり取っただけでちょっと下げるとのこと。取ったもの残土か何か入れるのか。こっちの31番のなんかはいつも取って下げるのだけれども。
- 事務局 今回の申請につきましても、表土を最初に剥ぎ取るというか、すき取りまして、黒土を採取した後は、その着工当初に採取をした表土を戻すのみです。なので、地盤としては下がる形に…
- …
- 20番西山委員 下がるのだね。
- 事務局 はい、なります。
- 22番飯野委員 では、すみません、また。
- 会長 はい、飯野委員。
- 22番飯野委員 飯野ですけれども、この先ほど会長が言ったように、転用期間が一律に3年になっていますけれども、それ面積に限らず、ほとんどこうに申請が上がっているのだけれども、その辺の規定とかというのは、どういうふうであれのでしょうか。
- 事務局 一時転用の許可期間につきましては、通常ですと白地の農地で最長5年間、青地農地ですと、最長3年間というのが群馬県等を出している事務処理要領の中に、そういう規定というかが設けられておりまして、会長のほうからもお話しがあったように、注文が入ればその都度取るよというやり方をする事業者が多いようですので、許可を取れる最長期間で申請を出していくということになるかと思います。今までの申請が上がってきていた、過去に上がってきたものでも3年間で許

可取っていても、ある程度その農地で取り切れる、取れるものが取り切ると、許可は3年で取っていても、1年で完了報告が出て事業終了ということもありますし、そのところ、その農地であんまり黒土が出なければすぐやめてしまう。環境報告を出して事業としては終了というケースもありますし、3年間の許可期間というのは、あくまでも保険ではないですけれども、一番長く取れる分だけ取っておこうというような形の申請なのかなというふうに思われます。

○22番飯野委員 県で決めたことですね。

○事務局 そうですね、県のほうで、県からの市町村に出している資料に、そういった目安の記載があります。目安というか、そういう青地は最長3年というような記載があります。

○会長 よろしいでしょうか。

○22番飯野委員 はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。なければ、こっちの先ほど説明あった北部地区ですか、許可相当とするわけですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

1番 現況地目は、山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続きまして、ナンバー1、これは倉渕の権田ですので、戸塚英子委員から報告をお願いします。

○14番戸塚委員 14番、戸塚です。ナンバー1について、現地を確認した結果をご報告いたします。

8月4日に推進委員の和田佳子委員と事務局職員と現地を確認してまいりました。現地は、いずれも接道がなく、数多くの雑草、雑木が生い茂っている状態でした。そのため農地として活用するのは困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことをご報告いたします。

○会長 よろしいでしょうか。説明終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けしたいと思います。

金井委員。

○25番金井委員 非農地証明を出すということなのですが、最終的に農地でなくなるのは分かるのですが、では、将来的にこれをどういう土地にするかということ。これ、今現況が山林ということ、山林って地目変更、今度は直すということになるわけですか。

○会長 事務局。

○事務局 ご質問の件なのですが、地目の変更の権限は法務局のほうになります。私どもとしましては、あくまでも現況は山林ですという申し送りをしているのみにとどまりまして、最終的には法務局が現地確認の結果、地目を法務局の権限で決めるという流れになります。

○会長 いい。

○25番金井委員 はい、いいです。

○20番西山委員 これは……。いいですか。

○会長 はい、西山委員。

○20番西山委員 これは、申請人が死んでしまっているじゃない。だから、委員会で許可書、書いて非農地判定が出て、弁護士のほうへ書類が行った時点で、弁護士の先生が法務局に出すということ。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 おっしゃるとおりです。亡くなられている、この農地所有者の相続財産管理人ということで弁護士の先生が今回申請されていますので、弁護士の先生が法務局のほうに行って地目変更届を出すという流れになります。

○20番西山委員 そうだよな。だから、そこまでは弁護士がやってくれるということだよな。出ればな、そっちの許可書が、何か。

○会長 これ、子供さんとかお孫さんとか……

○21番反保委員 子供いるのだよ。

○会長 いるのか。

○21番反保委員 はい。

○会長 放棄してしまったのか。

○21番反保委員 財産放棄ではないのかな。

○20番西山委員 いれば、だって、許可もらった人が相続してやればいいわけだから。

○事務局 この弁護士の先生が相続財産管理人として申請されています。

○20番西山委員 そうだよな。

○事務局 そうですね。この弁護士の方に許可書をお渡しするという形になります。

○20番西山委員 なるほど。はい。

○会長 ほかになければ。ありませんね。異議がなければ証明するわけですがけれども、いいのですかね、証明しても。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することといたします。

それでは、議案、最後になります。議案第7号です。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○農林課

議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

農林課、岩井です。議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請についてご説明させていただきます。

別紙でお配りしているA4横の冊子「農用地利用集積等促進計画（案）」とA4横の薄い冊子「農用地利用集積等促進計画（案）総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」をご用意ください。

従来までの利用権設定等促進事業が、令和4年の農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、農地中間管理事業に一本化され、農用地利用集積等促進計画による権利設定が行われます。農地中間管理事業は、県から指定を受けた農地中間管理機構が、農地の中間的受皿として所有者から農地を借り受け、農業の担い手へ貸付けを行う事業です。今回の議案は、令和8年2月1日公告予定の農用地利用集積等促進計画となります。

お手元の薄い冊子「農用地利用集積等促進計画（案）総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。まず、借手は12名、貸手は17名です。中間管理権が設定される面積は、地目、田の通年が12筆、1万3,673平米、地目、田の期間借地はございません。地目、畑の通年が17筆、1万8,308平米、地目、畑の期間借地はございません。合計で29筆、3万1,981平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は20筆で、割合は69%となっております。

続いて、裏面の総括表2ページ目を御覧ください。貸借期間別に見ますと10年未満の農用地について、田が6筆、8,219平米、畑が7筆、6,672平米、10年から15年未満の農用地について、田が6筆、5,454平米、畑が10筆、1万1,636平米、15年以上の農用地については、田、畑ともに設定はございません。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積等促進計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明がございました。

これについて、これより審議に入ります。皆さんから質問等お伺いいたします。

○23番新井委員 ちょっと1点いいですか。すみません。

○会長 新井委員。

○23番新井委員 23番、新井です。この数字の部分ではなくて、ちょっとこれ気になったのですけれども、3ページが一番上、記載のところで、トラクターの下に「接種機」ってあるのだけれども、これ何か分かります。多分、「播種機」の間違いではないかなと思うのだけれども。だったらいいです。

○事務局 そうです。すみません。

○会長 間違えたの。

○事務局 はい、そうです。

○会長 播種機ね。播種、種まくほうね。

○事務局 はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。

毎回、この連絡、新町のところはいつもゼロなのだけれども、新町、今のぐらいの農地があるのだろうな、あそこは。大体分かる。分からないか。どのぐらいの……

○23番新井委員 新町は河川敷が多いのです。

○会長 河川敷か。

○23番新井委員 が多いのです。あとは、倉賀野のほうへ耕作へ出て、がほとんどです。

○会長 そうなんだ。出ないんだよな。今、3つ、24.5ヘクタールあるのはあるのですね、農地面積。新町も。あることはあるのだけれども、あんまりどこにあるのかよく分からない。

ほかに質問ございますでしょうか。

異議がなければ、これ要請してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、要請することといたします。

それでは、議案のほうは以上で終了しまして、これより報告事項に移ります。

それでは、第1号から第4号まで、これは係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は準工業地域、ほか2件、合計3件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は使用貸借、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか17件、合計18件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか6件、合計7件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては、令和7年9月の総会において許可相当としていただいた案件ですが、開発許可の遅れにより転用許可が令和7年11月12日付で調整されましたことをご報告申し上げます。

2番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条申請1件、5条申請は取下げのあった1件を除く49件、合計50件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和7年11月25日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 それでは、報告事項終わりました。

最後になります。その他ということで、事務局、何かありますか。

なければ、総会としては今年最後ということで、今年のうち、もう一回事前協議ですか、仕事納めの日、仕事納め、ちょうどいい仕事納めで、皆さんも最後に仕事納めということで、また、よろしく願いいたします。

それでは、いいですか。

○17番石川委員 すみません。議案第2号の計画変更の1から9のやつは持っていたほうがいいですか。

○事務局 すみません、審議は次回に送らせていただくことになりましたので、書類も、そのままお持ちいただければと思います。よろしく願いいたします。

○会長 では、廃棄しないで持っていてください。

ほかにございますでしょうか。

中村さん。

○2番中村委員 2番、中村ですが、これは議案ではないのですが、傾向として露天駐車場ですとか、あるいは資材置場、こういったのが多く見られるような気がするのです。かつてこうした農地、そんなになかったです。どんどん、どんどんいい農地が潰れるのではないかと、来たのはみんな上げるのかどうか分からないのですが、ひとつ事務局は大変だと思うのですが、どのくらい件数と面積があって、それらが農地なくして駐車場あるいは資材置場、こうになっているのを出していただければ傾向としてありがたい。そんな感じがするわけです。

○事務局 例えば今年度に入って申請があった露天資材置場、駐車場の件数と面積という、今年度ということ。

○2番中村委員 ええ。だから、大体それ取っている、統計取っているかと思うのですが、では、3

年前と比べてどうだったのだろう。あるいは6年前と比べてどうだったのだろうと。そういったのが、やっぱり傾向として高崎は農地がどんどん潰れるよと。こういった感じがしないでもないので、ひとつ事務局は大変かもしれないけれども、出してもらえればありがたい。傾向として見て……

○事務局 はい、確認してみます。

○会長 事務局の仕事が増えました。

ほかにございますでしょうか。

○全員 なし。

◎閉会の宣告

○会長 なければ、以上をもちまして第30回農業委員会総会は終了といたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時10分 閉会